

# 令和7年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査テーマ

水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査対象

次の部局の所管する地方公営企業及び関係部署を対象とする。

健康福祉部	：	水道事業
県土整備部	：	流域下水道事業
企業局	：	工業用水道事業 水道用水供給事業

#### (3) 監査の対象期間

原則として、令和6年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

### 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、関東の北西部、東京から100km圏内に位置し、東京への通勤も1時間と一般的な通勤圏内とされる時間内にある。南部に平坦地が広がり、北部や西部は山地が多くを占める内陸県である。県北部には、流域面積で日本一を誇る利根川の水源があり、国土交通省所管、県土整備部所管等併せて40を超える多くのダム施設を有し、東京をはじめとする関東地方の水瓶として貴重な水資源を供給している。

そのため、流域下水道の整備による流域河川の水質保全是、本県のみならず関係する他県の飲料水にも影響する重要な任務であるが、令和6年度末において市町村別の汚水処理人口普及率は、全国平均93.7%に対して群馬県は85.8%となっており、令和5年度末から0.8ポイント増加しているものの、全国順位38位にとどまっており、普及率の向上は継続的な課題となっている。

加えて、最近、近県において流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、人命に影響を及ぼす事故が発生している。水道の整備が始まり、半世紀の年月が経過していることによる老朽化も原因の一つとしてあげられている中で、本県においても、長期的視野に立ち永続的に水質保全事業を実施するための事業のあり方について、負担の公平性の観点及び経済性・効率性・有効性の観点から包括外部監査のテーマとすることは意義のあることであると判断した。

工業用水道事業についても、地域開発のための基盤整備事業として、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしてきた。日本の地方企業はここ数年で大きく変革している中で、工業用水道の需要は変化してきており、今後の事業のあり方について再度長期的な視点に立ち有効性効率性の観点での検討が必要であると考えます。

### 4. 主な監査手続

- (1) 関係所属からの概況聴取
- (2) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (3) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

### 5. 監査の実施期間

令和7年9月5日から令和8年3月25日まで

## 6. 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 正田 章倫

### (2) 補助者

公認会計士 宮一 行男

公認会計士 田中 (北原) 陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 立見 嘉章

弁護士 村越 芳美

## 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## 8. その他

(1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。

「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

(2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

## 第2 監査対象とした事業等について

本監査では、水道事業、工業用水道事業及び流域下水道事業を対象としているが、限られた監査資源の中で重点的に検証を行うべき事業・施設として、3課6係（食品・生活衛生課1、企業局水道課2、下水環境課3）と企業局の4つの事務所（水道2、工業用水2）及び下水道総合事務所と6つの水質浄化センター等を往査対象として選定した。

選定に当たっては、事業規模（給水量・処理水量、料金収入等）、施設の老朽度や更新需要、包括的民間委託等の導入状況、今後の再編方針や広域連携の動向等を総合的に勘案するとともに、群馬県水道ビジョンや群馬県流域下水道事業経営計画において位置付けられている重点施策との関連を考慮した。

### 【重点的に往査対象とした事業・施設】

事業区分	事務所・施設名	主な対象区域等	主な監査観点
水道事業	県央第一水道事務所	前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村への水道用水供給。	県営水道の中核施設としての役割、施設更新・耐震化、需要動向と投資・料金の関係等。
水道事業	県央第二水道事務所	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町への水道用水供給。	事業統合の背景・影響、施設の老朽化状況、今後の運用方針等。
水道・工業用水事業	水質管理センター	水道用水供給事業の水質検査業務。	事業統合の背景・影響、施設の老朽化状況、今後の運用方針等。
工業用水道事業	渋川工業用水道事務所	渋川地域を中心とした工業団地等への工業用水供給。	契約水量と実使用水量の乖離、設備更新、料金水準と経営収支等。
工業用水道事業	東毛工業用水道事務所	東毛地域の工業団地等への工業用水供給。	需要動向と施設規模の適合性、設備更新の妥当性等。
流域下水道事業	下水道総合事務所（県央水質浄化センター）	利根川上流流域下水道（県央処理区）の終末処理場。	更新需要と投資計画、処理能力と実績、包括的民間委託の運用状況等。
流域下水道事業	奥利根水質浄化センター	利根川上流流域下水道（奥利根処理区）の終末処理場。	同上。
流域下水道事業	桐生水質浄化センター	東毛流域下水道（桐生処理区）の終末処理場。	同上。
流域下水道事業	西邑楽水質浄化センター	東毛流域下水道（西邑楽処理区）の終末処理場。	同上。
流域下水道事業	利根備前島水質浄化センター	東毛流域下水道（新田処理区）の終末処理場。	太田市が維持管理を実施。視察を中心に実施。
流域下水道事業	平塚水質浄化センター	東毛流域下水道（佐波処理区）の終末処理場。	伊勢崎市が維持管理を実施。視察を中心に実施。

このほか、統計資料や決算書等により全体の状況を把握しつつ、往査先から得られた具体的な事例や数値を踏まえ、次章以降において投資、包括的民間委託及び経営の観点から監査結果及び監査意見を整理することとした。

### 第3 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧

水道事業及び工業用水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
健康福祉部 食品・生活衛生課	—	3	3
企業局 水道課	1	10	11
県央第一水道事務所	1	1	2
県央第二水道事務所 (水質管理センター含む)	—	—	—
渋川工業用水道事務所	1	5	6
東毛工業用水道事務所	—	3	3
【合計】	3	22	25

(注) 本表は、往査時に抽出した事項を便宜上、検出元の事業所ごとに集計している。対応部署は事項により異なり、企業局内の関係部署（本庁各課を含む。）において対応を要するものを含む。

流域下水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
県土整備部 下水環境課 流域経営係	1	1	2
県土整備部 下水環境課 計画係	—	2	2
県土整備部 下水環境課 流域整備係	—	—	—
下水道総合事務所	1	8	9
水質浄化センター（6箇所合算）※	—	1	1
【合計】	2	12	14

※ 水質浄化センターは、6箇所（県央・奥利根・桐生・西邑楽・利根備前島・平塚）に係る指摘・意見を合算して記載している。

各事務所等における個別の指摘・意見について、水道事業、流域下水道事業で同一趣旨（同内容）のものも含めている。本監査は、中長期的な視点に立ち、将来にわたる事業継続及び安定供給（安定処理）の確保に影響し得る重要な論点に着目し、重点的に整理したものである。

## ■対象とした水道事業に係る監査結果及び意見

### (1) 水道普及率及び未普及に対する対応について（意見1）

未普及人口の実態及び要因を踏まえ、県は関係市町村と連携して取組を継続しつつ、未普及解消に向けた支援等並びに自己水源利用者の水質安全確保（検査の把握・周知、必要時の支援方針）を進めることが有用である。

### (2) 水道ビジョンの実効性確保に向けたPDCAサイクルの整備・運用について（意見2）

水道ビジョンに基づく取組は日常的に推進している一方、計画と実績を対比して検証し翌年度計画へ反映するPDCAの仕組みが体系的に整備・運用されていない。監査過程で作成した整理表（成果指標・取組・実施結果等の一覧）を起点に、年度当初から翌年度計画まで追跡できる定型運用として位置付け、必要に応じて予算・決算対比も行うことが望ましい。

### (3) 県央第一水道事務所の中長期投資計画と広域化推進プランに基づく広域連携の具体化について（意見3）

県央第一水道事務所の30年投資は市町村側の更新・統廃合方針に影響し得るため、群馬県水道ビジョン及び広域化推進プランに沿って、県全体の資産最適化の観点から協議体・工程等を明確化し、県央圏域の具体的取組として広域化を継続的に推進することが望ましい。

### (4) 減損会計における資産のグルーピングについて（指摘1）

地方公営企業会計において減損会計の適用が求められているにもかかわらず、指針に基づく固定資産のグルーピングに関する検討が行われておらず、その結果、グルーピングを前提とした減損の兆候把握や認識判定が実施されていない。

実際の施設の運用実態等を踏まえ、当該事業にとって合理的と考えられるグルーピングの考え方を整理した上で、一定の判断基準や手続をルール化し、継続的かつ客観的に運用できる体制を整備しておく必要があると考える。

### (5) 減損会計における資産のグルーピングについて（意見4）

投資の優先順位付けや料金体系の合理性を検証するため、将来的には送水ルート別に収益・費用を整理し、損益を把握できる管理体制の構築を検討することも有用である。

### (6) 減価償却における残存価額運用と資産管理・原価算定への影響について（意見5）

残存価額を一律に残す運用は資産実態との乖離を通じて更新判断や原価算定に影響し得るため、残存価額1円まで償却可能な資産を含め、減価償却方針の整理・統一を検討されたい。（なお、流域下水道事業についても同様である点に留意。）

### (7) 管種別の目標耐用年数整理表（群馬版）の整備について（意見6）

耐用年数に基づく一律更新が現実的でない県においては、掘上調査等で把握した客観的データを基礎として、更新対象選定の考え方及び根拠の明確化を図ることが求められる。併せて、健全区間の前倒し更新を抑制し、腐食等のリスクが高い区間に更新投資を重点配分することにより、施工能力・財源制約を踏まえた実効性のある中長期更新計画の策定を図ることが求められる。

### (8) 掘上調査結果・土壌情報等の管路台帳への一元化（見える化）について（意見7）

掘上調査の取組を更新判断高度化として評価しつつ、掘上結果や土壌腐食性等を標準様式で台帳に登録・蓄積し環境情報も必須項目化した上でGIS等で一体閲覧できる「台帳の一元化（見える化）」を進め、群馬版目標耐用年数整理表と併せて優先順位付けと更新時期を合理化し、調査費も方針整合で計画的に予算措置することが望まれる。

**(9) 包括的民間委託の実効性向上を優先した運用改善（ウォーターPPP 移行への留意）について（意見 8）**

企業局は直ちにウォーターPPP（レベル 3.5）へ移行せず、現行民間委託の枠内で契約期間の中長期化とノウハウ共有・人材育成を仕組み化して、引継ぎ負担の軽減と業務連続性・統制力の確保を図ることが望ましい。

**(10) 企業局における人材マネジメント計画及び採用計画の必要性について（意見 9）**

企業局における人員不足や負担集中といった課題に対応するためには、企業局全体の中長期の人員見通しと必要スキルを整理した人材マネジメント計画を策定し、これと一体で複数年度の採用計画を整備・点検することが重要である。

**(11) 資格取得推進と人材確保に資する処遇・手当制度の見直しについて（意見 10）**

企業局における資格取得支援の取組を継続しつつ、民間の処遇動向や県の給与制度との整合性に留意しながら、資格手当・住宅手当・通勤手当（高速道路利用）等の処遇を総合的に見直すことで、人材確保・定着及び資格取得のインセンティブを一層高めることが望まれる。

**(12) 余剰資金の把握・分析と運用手段の検討について（意見 11）**

設備投資計画の支払時期等を織り込んだ資金需要計画を整備して最低保有資金と余剰資金を定量区分した上で、預金に加え国債等も含む運用手段を比較検討し、運用方針と投資判断の根拠（意思決定記録）を明確化することが望ましい。

**(13) 複数年契約の活用促進と好事例の横展開の検討について（意見 12）**

複数年契約の活用は事務処理の低減や競争性確保に資する一方、事務所ごとの運用に委ねられ情報共有が不十分であるため、水道課主導で適用対象の選定基準と好事例の共有を進め、さらなる効率化・費用抑制を図ることが望まれる。

**(14) 薬品の共同購入の拡大による事務効率化とスケールメリットの確保について（意見 13）**

県が圏域単位で市町村合同の薬品共同購入を推進する中、企業局でも同一地域内（例：渋川市）の水道・工業用水間で共同購入を拡大し、担当区分による分断を解消して事務効率化と経費削減（スケールメリット）の確保を図ることが望まれる。

**■対象とした流域下水道事業に係る監査結果及び意見**

**(15) 総勘定元帳内訳簿の誤りについて（指摘 2）**

「処理場用機械設備」に該当する支払金額が、「処理場用電気設備」の総勘定元帳内訳簿に記載されているので、両者の総勘定元帳内訳簿の修正が必要である。

**(16) 包括的民間委託の契約期間長期化における統制力確保とリスク管理について（意見 14）**

包括的民間委託の契約期間長期化は一定の合理性がある一方、発注者側の技術・契約管理能力低下や引継不足による継続性・安全性リスクを伴うため、中間評価・引継体制の制度化と人材育成・共同研修等で発注者能力を担保しつつ、委託範囲・リスク分担・モニタリングを慎重に設計して段階的に進めるべきである。

**(17) 目標値・実績値と事業費を関連付けた整理について（意見 15）**

従来の計画額・決算額の確認に加え、事業費と普及率（目標・実績）を結び付け、市町村別に投資効果を継続検証する仕組みが必要である。

**(18) 汚水処理計画の成果検証（PDCA）について（意見 16）**

汚水処理計画の成果検証（PDCA）を、5年程度から単年度単位へ高度化・早期化する必要がある。

## ■往査した水道事業及び工業用水道事業の監査結果及び意見

### (19) 浄水場更新工事に係る資産の償却開始時期について（指摘 3）

県央第一水道事務所において既に完成・稼働している 2 系浄水処理施設更新工事において、主要な施設本体は既に完成し、稼働を開始している一方で、付帯的な工事の完了時点をもって、全体を一体の固定資産として取得処理が行われている状況が検出された。

その結果、固定資産台帳上の取得日及び減価償却の開始時期が、実際の使用開始時点よりも後ろ倒しとなっていることから、本来は、固定資産は使用開始時点から減価償却を開始すべきであったと考える。

今後、上記の 2 系浄水処理施設と同様のようなケースが発生する場合、すなわち、浄水場本体など、独立して引き渡しが行われ、その部分で独立して使用が可能であり、実際に事業の用に供されているようなケースが発生する場合には、当該部分について、使用開始時点をもって固定資産として取得処理を行い、減価償却を開始する取扱いとする必要があると考える。

### (20) 固定資産の除却処理について（意見 17）

車両運搬具及び工具器具備品の固定資産の現物実査を年 1 回実施しているが、現物実査の結果を契機として除却処理が行われている物件が見られる。

これらについては、実際の廃棄又は使用不能となった時点で適時に除却処理が行われていなかった可能性がある。

固定資産の除却は、当該資産が使用不能又は廃棄された時点で適時に行われることが望ましく、現物実査はその妥当性を確認するための補完的な手続と位置付けるべきであると考えられる。

そのため、資産が実際に廃棄又は使用不能となった時点で、利用現場から管理部門へ速やかに報告が行われ、その都度、適時に除却処理が行われる仕組みを構築する必要がある。例えば、現場職員に対し、除却対象となる事象や報告手続について周知・徹底を図るとともに、簡易な報告様式の整備等により、報告しやすい環境を整えることが有効であると考えられる。

### (21) 仮登載固定資産の本資産登録時の処理漏れについて（指摘 4）

固定資産の取得支出について、取得年度以前に支出した固定資産関係費用は、固定資産台帳に【仮登載】として資産登録され、本資産の取得による登録時に本登録の処理をするべきものであるが、当該処理が適切に行われておらず、固定資産台帳の修正が必要である。

### (22) 耐震補強工事に係る資本的支出分の耐用年数の設定について（意見 18）

渋川工業用水道事務所における沈澱池の耐震補強工事に係る資本的支出分については、沈澱池本体の残存耐用年数等を考慮して、沈澱池に通常設定される耐用年数に比べて短く設定されている。これは組織内の照会手続を経て決定されており、また、個別事情を踏まえた耐用年数として一定の合理性はあると考えられる。

しかし、企業局の水道事務所や他の工業用水道事務所でも、耐震補強工事において上記のような耐用年数の設定を行っている組織は見られず、会計処理の整合性・公平性の面で課題がある。

今後は、統一的な耐用年数設定ルールを整備し、一貫した会計処理を行うことが望まれる。

### (23) 水防待機手当の導入について（意見 19）

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応を行うための水防待機について、現在は何らの手当等も支払われていないが、24 時間体制での待機が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

### (24) 水防待機体制に基づく出勤時の手当について（意見 20）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

**(25) 水防待機体制に基づく出勤時の通勤手当の追加支給について（意見 21）**

通常の勤務日とは別に、水防待機体制に基づいて出勤した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

**(26) 私用の携帯電話の利用に関するガイドラインの作成について（意見 22）**

私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールを作成、導入を検討すべきである。また、ルールの作成、導入に当たっては、企業局全体として検討を行うことが望ましい。

**(27) 見積手続の過程で特定業者を除外する理由の記録・保管について（意見 23）**

東毛工業用水道給水管整備（板倉 NT 産業用地 F-2 区画）工事の見積りの手続の途中で特定の業者を除外していたが、その理由が記録されていなかった。

手続の透明性を確保するために、その理由を記録・保管する必要がある。

**(28) 契約の相手方決定過程の事後的検証について（意見 24）**

継続的な保守管理等が必要となる委託契約を締結するに当たり、当初の契約の相手方の選定をプロポーザル方式で行った場合には、その後の単年度の保守管理委託契約の資料にもそのことが分かるような記載等を行っておくことが望ましい。また、その導入の時期等も単年度の契約資料に記載しておくことがより望ましいものとする。

**(29) 取水リスクを踏まえた取水施設整備方針の早期明確化と投資の優先順位付けについて（意見 25）**

東毛工業用水道事業では利根川水位低下に伴う取水リスクが顕在化し得るため、取水口の新設・改良等によるリスク低減策について整備方針と実施時期を早期に明確化し、他の施設整備と併せて優先順位を付して計画的に対応することが求められる。

**■往査した流域下水道事業の監査結果及び意見**

**(30) 不要固定資産（備品）の除却未実施について（指摘 5）**

予算未措置と本庁・事務所の責任分担不明確により、不要（使用不可）と整理された固定資産（備品）の除却が複数年度にわたり実施されず、固定資産台帳を更新できていない。

**(31) 幹線管渠の老朽化を踏まえた改築更新方針・計画の整理について（意見 26）**

今後 5 年程度で布設後 30 年以上となる管渠が全体延長の約 7 割に達する見込みであることを踏まえ、GIS 等による情報一元化を前提に、優先順位を付けた更新・更生計画と財源確保方針を早期に整理されたい。

**(32) 設備等に係るストックマネジメントについて（意見 27）**

県の流域下水道事業におけるストックマネジメント計画の運用に関し、①リスク評価結果と改築・更新の実績との対応関係が十分に整理・可視化されておらず、進捗や実施状況を客観的に把握しにくい。②計画期間（5 年）終了時に、計画値と実績値の対比、未達成項目及び乖離要因の整理・検証が不十分なまま次期計画が策定されるおそれがある。③経営基本計画においてストックマネジメント計画の位置付けが明確でなく、実効性向上の観点から課題がある。については、評価結果と実績を紐付けた管理台帳の整備、期末の実施結果評価書の作成と次期計画への反映、並びに経営基本計画への明示的な位置付け及び関連指標の設定により、計画の実効性を高めることが望まれる。

**(33) 緊急時待機手当の導入について（意見 28）**

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応を行うための緊急時待機について、現在は何らの手当等も支払われていないが、24 時間体制での待機が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

**(34) 緊急時待機体制に基づく出勤時の手当について（意見 29）**

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

**(35) 緊急時待機体制に基づく出勤時の通勤手当の追加支給について（意見 30）**

通常の勤務日とは別に、緊急時待機体制に基づいて出勤した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

**(36) 業務時間外における電話連絡に係る職員の費用負担等について（意見 31）**

業務時間外において緊急対応が必要な場合に職員が私用の携帯電話を利用して連絡を行っている実態を踏まえ、職員の費用負担の軽減について検討するとともに、必要に応じて、業務上の連絡手段の在り方や情報管理上の取扱いについても整理することが望まれる。

**(37) 緊急時における水質浄化センターのリスク管理について（意見 32）**

県内の水質浄化センターから県職員の配置を廃止したことに伴うリスク、将来に向けた県職員の技術力・対応力の継承の問題など、今後生じうる弊害やリスクについて、検討・検証を行うべきである。また、人員をこれ以上減らすことがないようにするとともに、増員についても改めて検討すべきである。

**(38) 若手人材の確保に向けた方策の検討について（意見 33）**

若手人材の確保、下水道事業に関する技術継承のため、技術職員に対する手当の大幅な増額等の検討を行うべきである。また、今後の人員確保に向けた検討を行うとともに、技術を持った中堅職員の中途採用も積極的に行うべきである。

**(39) 焼却炉除却と炭化炉導入検討「汚泥処理戦略と LCC の問題」について（意見 34）**

桐生水質浄化センターの焼却炉除却は炭化等の代替方式検討と一体で除却時期・工事範囲・費用を最適化し、外部委託単価上昇や供給制約リスクも織り込んだ LCC 比較のうえ、その検討結果を県内の他の施設へ横展開すべきである。